

# 延長は創作活動を阻害する

## 著作権保護期間

ときざね

象一 そういち

愛知大教授(図書館情報学)



鳩山由紀夫首相は11月、楽

曲や歌詞など音楽の著作権を管理する「日本音楽著作権協会(JASRAC)」の創立70周年祝賀会で、著作権の保護期間を現在の「著作者の死後50年」から欧米などと同じ「著作者の死後70年」に延長するために最大限努力するとの考えを示した。翌々日、川端達夫文科相も閣議後の記者会見で、延長に向けた著作権法改正に意欲を表明した。

著作権保護の期間延長は作家ら著作権者が主張している。だが、関係者の中には根強い反対論もあり、文科省の文化審議会小委員会は昨秋、十分な合意が得られた状況ではない」として当面、延長を見送るとの報告書をまとめた。以来、新しい状況が生ま

れたわけではないのに、首相

や文科相の延長問題を蒸し返す発言には驚かされる。

私は、著作権とその保護期間問題は文化にかかわる問題であり、関係者らの幅広い合意が形成されるまで慎重に対処すべきだと考える。

著作権は、文学や音楽、絵画、写真など創作物を著作者が原則として独占排他的に利用できる権利だ。以前「おふくろさん」という歌に、ある歌手が勝手に語りを加えたために歌えなくなる事件があったが、著作者は自分が気に入らなければ特定の利用者に作品を使わせないようにすることもできる。しかも保護期間延長となれば、著作者の死後70年間も、孫やひ孫らにもその権利を与えることになる。

長期間の延長となると、一部の著名作家はともかく、大多数の本や絵画などの著作権者の所在が不明となり、遺族も探し出せず、著作物の出版など再利用が困難になる。「孤児著作物」問題が発生する。国立国会図書館では明治・大

正期の本を電子化して公開しているが、その際、著作権者の確認作業に膨大な労力と全費用の3分の1を費やさねばならなかったという。

実際、著作権保護の期間を延長しても、ほとんどの著者には経済的利益がないとの研究結果もある。他人の著作物を利用して新たな創作活動をする演奏家や演劇関係者の多くは延長に反対している。

延長は著作権保護というより、その著作物を利用するしコード会社などの利益を守るためとの見方もある。米国では十年余り前、保護期間を50年から70年に延ばしたが、これは著作権が切れそうになったミッキーマウスの映画を保護する「ミッキーマウス法」だと揶揄された経緯がある。

「ウエストサイド物語」が「ロミオとジュリエット」の翻訳であるように、過去の著作物の再利用による新たな創作活動で多くの名作が生まれたりしてきた。著作権の保護期間延長は、自ら創作活動の幅を狭めるもので、わが国にとってマイナスが大きいのではないだろうか。